【重要】2027 年度入学予定者の皆さまへ

「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）の施行により、2026（令和 8）年 12 月 25 日より、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍するこどもに対して教育・保育等を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

そのため、教育実習等に参加する本学学生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

本学に入学を希望される方で、教員免許等実習履修を必須とした諸資格を希望される方は、以下の点を十分にご理解いただきますようお願い申しあげます。

１　法の施行日（2026(令和 8)年 12 月 25 日）以降、実習を行う前に、実習を履修する学生に対して、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があります（※１）。この手続を通じて特定性犯罪前科（※２）が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する実習を行うことができません。

※１　犯罪事実確認が行われる実習とは、本学が作成する実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置づけられた実習となります。ただし、この犯罪事実確認の実施の要否を最終的に判断するのは実習先施設となります。

※２　特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ、痴漢、盗撮、未成年淫行などの性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（最長 20 年）の前科を指します。

２　実習を行うことができない場合は、希望する免許や資格が取得できないことがあります。

制度の詳細については、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

■お問合せ先
九州共立大学　入試広報課
TEL（093）693-3305